

大通達甲（厚生）第 1 号  
平成 1 1 年 1 0 月 1 3 日

簿 冊 名	例 規
保存期間	常 用

本部各課・所・隊長  
各 察 察 署 長 殿  
警 察 学 校 長

警 務 部 長

捜査本部員等に対する健康管理の強化について（依命通達）

近年、犯罪の多様化、広域化の伸展、犯罪捜査を取り巻く社会環境の変化等に伴い捜査の長期化、困難化が顕著となっており、これらの捜査に従事する職員の健康状態の悪化が、今後、益々懸念されているところです。

このため、本部安全衛生委員会において、捜査本部員等に対する健康管理の強化方策について検討し、別添のとおり「捜査本部員特別健診等実施要領」を定め、捜査本部員等の健康管理を組織的かつ効果的に推進することとしました。

各所属長は、所属職員の健康状態の確実な把握に務め、必要により特別健診等の実施を申し出るとともに、その結果に基づき所要の措置を執るなどして、捜査本部員等の健康管理を徹底してください。

（厚生課 健康管理係）

## 別添 1

### 捜査本部員特別健診等実施要領

#### 1 趣旨

捜査本部、警備実施本部等の設置に伴い、長期にわたり集中して困難な業務に従事する職員に対する特別健診の実施、健康相談所の開設等を適時に行い、可能な限り当該職員の心身の疲労を防止するとともに組織的に必要な措置を講じ、警察業務を効率的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

#### 2 捜査本部員特別健診

捜査本部（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条に規定する捜査本部をいう。以下同じ）が設置された場合に、次の要領により行うものとする。

##### (1) 特別健診の実施時期及び期間

捜査本部長が必要と認めたときに実施し、期間は対象者全員の健診が終了するまでの間とする。

##### (2) 対象者

捜査本部員（捜査本部長を含む。）とする。

##### (3) 実施場所

原則として捜査本部設置所属とする。

##### (4) 実施手続き等

ア 捜査本部設置事件を主管する本部の課長又は警察署長（以下「事件主管課長等」という。）は、特別健診の実施を希望する日時、場所及び健診対象者数を示して厚生課長に申し出るものとする。

イ 厚生課長は、保健師及び産業医（各所属の産業医で厚生課長の派遣要請に応じられる者）（以下「保健師等」という。）を当該捜査本部に派遣し、特別健診を実施する。

ウ 特別健診は、問診、血圧測定、尿の簡易検査及び健診結果に基づく助言等を行う。

エ 保健師等は、健康管理上必要な措置すべき事項及び参考となる事項を事件主管課長等に報告するものとする。

##### (5) 健診結果に基づく措置等

事件主管課長等は、健診結果に基づき、捜査本部員の勤務の調整又は変更、捜査本部員に対する休養の指示又は治療の勧告等必要な措置を講じるものとする。

#### 3 捜査本部員等健康相談所の開設

捜査本部又は警備実施本部（警衛警備又は災害救助を行うために設置されたものを含む。警衛警備に係るものにあっては準備室を含む。）（以下「捜査本部等」という。）が設置された場合に、次の要領により開設するものとする。

##### (1) 開設の時期及び期間

捜査本部等の設置後2週間を経過した場合で、捜査本部長、警備実施本部長等からの開設依頼があったとき、又は厚生課長が必要と認めたときに開設し、期間は原則として1日間とする。

##### (2) 対象者

捜査本部員、警備実施本部員及び警備実施部隊員（以下「捜査本部員等」という。）とする。

(3) 開設場所

捜査本部等設置所属又は現地警備実施本部等で相談室を確保できる場所とする。

(4) 開設の手続き等

ア 捜査本部等設置事案を主管する本部の課長又は警察署長（以下「事案主管課長等」という。）は、相談所の開設を希望する日時、場所及び相談対象職員数を示して、厚生課長に相談所の開設を依頼するものとする。

イ 厚生課長は、保健師等を派遣し健康相談所を開設する。

ウ 健康相談は、面接による相談のほか、必要により、血圧測定、尿の簡易検査等を行う。

エ 保健師等は、健康管理上必要な措置すべき事項等を事案主管課長等に報告するものとする。

(5) 相談結果に基づく措置等

事案主管課長等は、相談結果に基づき、勤務環境の改善、捜査本部員等の勤務の調整等必要な措置を講じるものとする。

4 健康相談電話の捜査本部員等への周知徹底

捜査本部等設置期間中、厚生課に既設の「健康相談専用電話」を捜査本部員等に周知し、及びその利用を呼びかけるもので、次の要領により行うものとする。

(1) 捜査本部室への電話番号等の掲示

事案主管課長等は、捜査本部等設置時に、健康相談電話の番号及び利用の呼びかけ文を作成の上、捜査本部室（指揮室）等に掲示し、捜査本部員等への周知と利用の呼びかけを徹底するものとする。

(2) 勤務時間外の相談への対応

捜査本部員等からの相談は、勤務時間外におけるものが多く予想されることから、健康相談電話を留守録機能付きとし、勤務時間外の相談があった場合は、直近の勤務日に保健師等が必要な対応を執るものとする。